



全老健第 22-534 号
平成 23 年 3 月 24 日

民 主 党 幹 事 長
岡 田 克 也 殿

社団法人全国老人保健施設協会
会長 川合 秀治



「東北地方太平洋沖地震」義援金の振込手続き緩和に関する緊急申入書

今般の「東北地方太平洋沖地震」に対する国民の関心は高く、被災地に向けた多くの善意の寄付等が寄せられています。とりわけ、復旧に向けた支援としての義援金については様々な団体が自主的に募金活動を行っており、個人・法人の別を問わず、全国各地からの善意が寄せられているところです。

ところで、現在、金融機関ではいわゆる「テロ防止法(犯罪による収益の移転防止に関する法律)」により、一定額以上の「現金振込」については現金自動預払機(ATM)が使用できないほか、銀行窓口での振込みに際し、本人確認書類(個人)や登記事項証明書(法人)の提示が求められています。

このような手続きが日常の犯罪防止策として重要な役割を果たしていることは充分承知していますが、今般の災害に対する義援金の取扱いについては、よりスムーズな手続きが求められることから、法人・団体等が募集する義援金募集口座への振込みについては、振込み手数料の無料化とともに、法人からの義援金提供に際する登記事項証明書の提出の省略や法人税免税等について、特段のご配慮をいただきますよう申し入れます。

以上